

北海道公安委員会告示第31号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、滝川市内及び浦臼町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和7年2月7日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

1 合意した者

- (1) 浦臼町
- (2) 北海道公安委員会
- (3) 滝川市
- (4) 新十津川町
- (5) 北海道運輸局 札幌運輸支局
- (6) 北海道開発局 札幌開発建設部滝川道路事務所
- (7) 株式会社美唄自動車学校
- (8) 北海道中央バス株式会社
- (9) 有限会社誠和運輸

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、浦臼町、北海道中央バス株式会社及び有限会社誠和運輸が管理する次の表に掲げる停留所とする。

連番	停留所名	進行方向別	所在地
1	浦臼役場前	上	樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の42地先
2	浦臼役場前	下	樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地の99地先
3	浦臼市街	上	樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の313地先
4	浦臼市街	下	樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地の70地先
5	ひばり団地入口	上	樺戸郡浦臼町字ウツサイ171番地の9地先
6	ひばり団地入口	下	樺戸郡浦臼町字浦臼内181番地の26地先
7	黄臼内	上	樺戸郡浦臼町字キウスイ197番地の435地先
8	黄臼内	下	樺戸郡浦臼町字キウスイ196番地の90地先
9	鶴沼公園前	上	樺戸郡浦臼町字キウスイ189番地の306地先
10	鶴沼公園前	下	樺戸郡浦臼町字キウスイ186番地の90地先
11	鶴沼市街	上	樺戸郡浦臼町字キウスイ189番地の263地先
12	鶴沼市街	下	樺戸郡浦臼町字キウスイ186番地の26地先
13	西高入口	上	滝川市有明町4丁目3番地先
14	西高入口	下	滝川市西町6丁目1番地先
15	銀座通	上	滝川市栄町3丁目3番地先
16	銀座通	下	滝川市本町1丁目3番地先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
浦臼町	路線名「浦臼滝川線」の用に供する自動車